

当等」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者」とする。

(配当割の申告納入)

第四十六条の十六 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、施行規則で定める様式によつて、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第四十六条の二十二 略
2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(事業税の納税義務者等)

(配当割の申告納入)

第四十六条の十六 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、施行規則で定める様式によつて、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第四十六条の二十二 略
2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(事業税の納税義務者等)

第四十七条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。
一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 略
ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のも又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

第四十七条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。
一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 略
ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のも又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 略
2~4 略

(地方消費税の市町に対する交付)
第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付

二 略
2~4 略

(地方消費税の市町に対する交付)
第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付

<p>額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数にあん分して交付するものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>2 (納税義務者等) 第五十七条 略</p> <p>2 家が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家を新築して譲渡することを業とする者)で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者が取得者とみなす。</p>	<p>額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数にあん分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>2 (納税義務者等) 第五十七条 略</p> <p>2 家が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡(沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者)で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がな</p>
<p>して、これに対して不動産取得税を課する。</p>	<p>3 略</p> <p>4 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九條第一項又は第十一條の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一條第一項第七</p>	<p>されたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3 住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p>
<p>4 略</p> <p>5 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業(独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)により行う同法第十一條第一項第七号イの事業及び同法附則第八條第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律</p>	<p>4 略</p> <p>5 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業(独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)により行う同法第十一條第一項第七号イの事業及び同法附則第八條第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律</p>	<p>されたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p>
<p>法の一部を改正する法律(平成十一年法律</p>	<p>法の一部を改正する法律(平成十一年法律</p>	<p>されたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p>

<p>5 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第六十三条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。)一戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものについて)その床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百平方メートルを超える場合には、二</p>	<p>号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第六十七条において同じ。)の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下この項及び第六十七条において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>
<p>6 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第六十三条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令で定める住宅に限る。以下本項及び次項において「特例適用住宅」という。)一戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものについて)その床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百平方メートルを超える場合には、二</p>	<p>第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)<u>第十九条第一項第一号イの事業を含む。第六十七条において同じ。</u>の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下この項及び第六十七条において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>
<p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある既存住宅等(法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて</p>	<p>百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>一 土地を取得した日から二年以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合(当該取得をした者(以下この号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)</p> <p>二・三 略</p>
<p>2 知事は、次の各号の「」に該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある既存住宅等(法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下本項において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金</p>	<p>とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>一 土地を取得した日から二年以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合(当該取得をした者(以下本号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)</p> <p>二・三 略</p> <p>四 住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが購入した特例適用住宅(新築された日から六月以内に購入した特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものに限る。)及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅の当該購入の日から一年以内にその者から取得した場合(前号に該当する場合を除く。)</p>

得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二略

3 6略

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六条の七 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第三十九条の七の二で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二略

3 6略

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六条の七 知事は、土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が土地改良法第五十三条の三第一項若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定により換地計画において定められた換地(施行令第三十九条の七の二で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区又は独立行政法人緑資源機構の申請により当該土地改良区又は独立行政法人緑資源機構による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人の申請により、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項(独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換

3 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区が第一項の換地を取得した場合又は前項の農地保有合理化法人が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六条の八 知事は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別紙第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。)の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎(施行令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該法人の申請により、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに公益社団法人又は公益財団法人で

地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人の申請により、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区若しくは独立行政法人緑資源機構が第一項の換地を取得した場合又は前項の農地保有合理化法人が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六条の八 知事は、民法第三十四条の法人で外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別紙第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。)の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎(施行令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該法人の申請により、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに民法第三十四条の法人で外国人留

外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と読み替えるものとする。

(自動車税の減免)

第一百十七条 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する自動車(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者、当該精神障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認められるもの(一台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限の属する年の三月三十一日(法第百四十八条に規定する賦課期日(道路運送車両法第十三条

学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と読み替えるものとする。

(自動車税の減免)

第一百十七条 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認められるもの(一台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によ

第一項の規定による登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日(後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の二月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によつて税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の二月末日)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路運送車両法第九十二条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び第四十二条の十一第三項において「運転免許証」という。)及び規則で定める書類を提示しなければならない。

つて税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路運送車両法第九十二条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び第四十二条の十一第三項において「運転免許証」という。)及び規則で定める書類を提示しなければならない。

3 知事は、前二項の規定により自動車税の減免を受けた自動車に当該申請者が所有する間、当該申請に係る年度以降においても前項の申請があつたものとみなして第一項の規定を適用することができる。

3 知事は、前二項の規定により自動車税の減免を受けた自動車に当該申請者が所有する間、当該申請をした年度以降においても前項の申請があつたものとみなして第一項の規定を適用することができる。

4 略

4 略

第一百二十条 略

第一百二十条 略

(自動車税に係る督促)

第一百二十条の二 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後五十日以

内に督促状を発しなればならない。ただし、法第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

(自動車取得税の減免)

第四百二十二条の十一 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 略

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要であると認めるもの

三〇五 略
二〇三 略

第一条 略
附則

(自動車取得税の減免)

第四百二十二条の十一 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 略

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が、年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要であると認めるもの

三〇五 略
二〇三 略

第一条 略
附則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第一条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条 略

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 当該納税義務者の第三十三条から第三

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条 略

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 当該納税義務者の第三十三条、第三十

十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

- 三 当該納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 3 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の四の規定の適用については、同条中「第三十三條から前条まで」とあるのは、「第三十三條から前条まで及び附則第二条第二項」とする。

第五条 略
(個人の県民税の配当控除)

- 2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三及び第三十四条の四の規定の適用については、第三十四条の三中「前三條」とあるのは「前三條及び附則第五条第一項」と、第三十四条の四中「第三十三條から前条まで」とあるのは「第三十三條から前条まで及び附則第五条第一項」とする。

第五条の三及び第五条の四 削除

四條、第三十四條の二、附則第五條第一項及び附則第五條の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

- 三 当該納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六、法第三百十四条の七、法附則第五条第三項及び法附則第五条の四第六項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 3 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條及び附則第二条第二項」とする。

第五条 略
(個人の県民税の配当控除)

- 2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條及び附則第五条第一項」とする。

第五条の三 削除

第五条の四 配当割の税率の特例

平成十六年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第四十六条の十二の規定にかかわらず、百分の三とする。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三條及び第三十四條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 略

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八條の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。))附則第三十二條第一項の規定により適用される場合を含む)、第二十五條第二項、第二十八條の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む)、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十七條の十第一項

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三條及び第三十四條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 略

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五條第二項、第二十八條の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む)、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十七條の十第一項(同法第三十七條の十一第一項の規定により適用される場合を含む)。若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第

<p>3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三及び第三十四条の四の規定の適用については、第三十四条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条の五第一項」と、第三十四条の四中「第三十三條から前条まで」とあるのは「第三十三條から前条まで及び附則第五条の五第一項」とする。</p> <p>三 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の六までの規定による控除額の合計額</p>	<p>(平成二十年所得税法等改正法附則第四十三條第二項の規定により適用される場合を含む。)若しくは第四十一條の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額</p>
<p>3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第五条の五第一項」とする。</p> <p>三 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額</p>	<p>四十六号)第三條の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額</p>
<p>現在における住所所在地の市町長に提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む)に限り、適用する。</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第六条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当</p>	<p>現在における住所所在地の市町長に提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む)に限り、適用する。</p>
<p>り、適用する。</p>	<p>第六条 削除</p>	<p>り、適用する。</p>

所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第八條の四第三項第二号の規定により適用されることによる。

二 第三十二條の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

三 第三十四條から第三十四條の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四條、第三十四條の二前段、第三十四條の三及び第三十四條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四條の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第六条第一項に規定するもの」

上場株式等の配当等に係る配当所得(同項の規定の適用を受けようとするものに限る。)と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第七条 略

2 略
3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

三 第三十四條から第三十四條の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四條、第三十四條の二前段、第三十四條の三及び第三十四條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第七条 略

2 略
3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

三 第三十四條から第三十四條の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第七条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)
その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第三十七条の十第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項

譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項及び次条第一項及び第二項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)
その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項

に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 略
4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略
三 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四 略

の規定を適用する。

3 略
4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略
三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四 略

〔上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例〕
第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号

<p>に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定により読み替えられた同条第四項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・二に相当する額とする。</p> <p>2) 前項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第四項の規定の適用については、同項第二号中「附則第十一条の二第一項」とあるのは、「附則第十一条の二第一項(附則第十一条の二の二第一項の規定により適用される場合を含む。)」とする。</p> <p>(株式等譲渡所得割の税率の特例)</p> <p>第十一条の二三 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われた第三十条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十六条の十九の規定にかかわらず、百分</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一条の三 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>第十四条の二 略</p> <p>第十四条の三 平成二十年十月一日以後に開</p>
<p>の三とする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一条の三 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>第十四条の二 略</p>	
<p>の三とする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一条の三 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>第十四条の二 略</p>	

始する各事業年度(法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に對する法人の事業税(清算所得に對する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第四十九条及び前条の規定の適用については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「第四十九条第一項第二号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第四十九条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

第十七条之三 独立行政法人都市再生機構、
係る特例)
(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に

地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。

第十七条之三 沖縄振興開発金融公庫、独立
係る特例)
(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」とする。

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるものをいう。第六項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガ

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(専ら可燃性天然ガ

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(専ら可燃性天然ガ

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(専ら可燃性天然ガ

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(専ら可燃性天然ガ

スを内燃機関の燃料として用いる自動車
 施行規則で定めるものをいう。同項におい
 て同じ)、専らメタノールを内燃機関の燃
 料として用いる自動車で施行規則で定める
 もの及びメタノールとメタノール以外のも
 のとの混合物で施行規則で定めるものを内
 燃機関の燃料として用いる自動車で施行規
 則で定めるもの(第四項において「電気自
 動車等」という。)並びにバス(一般乗合用
 のものに限る。)及び被けん引自動車を除
 く。)に対する当該各号に定める年度以後の
 年度分の自動車税に係る第百十二条第一項
 及び第二項の規定の適用については、次の
 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれ
 ぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関
 の燃料として用いる自動車で平成九年三
 月三十一日までに初めて道路運送車両法
 第七条第一項に規定する新規登録(以下
 この条において「新車新規登録」という。)
 を受けたもの、新車新規登録を受けた日
 から起算して十四年を経過する日の属す
 る年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自
 動車その他の前号に掲げる自動車以外の
 自動車で平成十一年三月三十一日までに
 新車新規登録を受けたもの、新車新規登
 録を受けた日から起算して十二年を経過
 する日の属する年度

略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合
 理化に関する法律(昭和五十四年法律第四
 十九号)第八十条第一号に規定するエネル
 ギー消費効率(以下この条において「エネ
 ルギー消費効率」という。)が同法第七十八

の、専らメタノールを内燃機関の燃料とし
 て用いる自動車で施行規則で定めるもの及
 びメタノールとメタノール以外のものとの
 混合物で施行規則で定めるものを内燃機関
 の燃料として用いる自動車で施行規則で定
 めるもの(第四項及び第六項において「電
 気自動車等」という。)並びにバス(一般乗
 合用のものに限る。)及び被けん引自動車を
 除く。)に対する当該各号に定める年度以後
 の年度分の自動車税に係る第百十二条第一
 項及び第二項の規定の適用については、次
 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそ
 れぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関
 の燃料として用いる自動車で平成七年三
 月三十一日までに初めて道路運送車両法
 第七条第一項に規定する新規登録(以下
 この条において「新車新規登録」という。)
 を受けたもの、新車新規登録を受けた日
 から起算して十四年を経過する日の属す
 る年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自
 動車その他の前号に掲げる自動車以外の
 自動車で平成九年三月三十一日までに新
 車新規登録を受けたもの、新車新規登録
 を受けた日から起算して十二年を経過す
 る日の属する年度

略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合
 理化に関する法律(昭和五十四年法律第四
 十九号)第八十条第一号に規定するエネル
 ギー消費効率(以下この条において「エネ
 ルギー消費効率」という。)が同法第七十八

条第一項の規定により定められる製造事業
 者等の判断の基準となるべき事項を勘案し
 て施行令で定めるエネルギー消費効率(以
 下この条において「基準エネルギー消費効
 率」という。)に百分の百二十を乗じて得た
 数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出
 量が道路運送車両法第四十一条の規定によ
 り平成十七年十月一日以降に適用されるべ
 きものとして定められた自動車排出ガスに
 係る保安上又は公害防止その他の環境保全
 上の技術基準(第六項において「排出ガス
 保安基準」という。)に定める窒素酸化物の
 値で施行規則で定めるもの(第六項から第
 八項までにおいて「平成十七年窒素酸化物
 排出許容限度」という。)の四分の一を超え
 ないもので施行規則で定めるものに対する
 第百十二条第一項及び第二項の規定の適用
 については、当該自動車平成十八年四月
 一日から平成十九年三月三十一日までの間
 に新車新規登録を受けた場合にあっては平
 成十九年度分の自動車税に限り、当該自動
 車が平成十九年四月一日から平成二十年三
 月三十一日までの間に新車新規登録を受け
 た場合にあっては平成二十年度分の自動車
 税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲
 げる字句にそれぞれ読み替えるものとな
 る。

条第一項の規定により定められる製造事業
 者等の判断の基準となるべき事項を勘案し
 て施行令で定めるエネルギー消費効率(以
 下この条において「基準エネルギー消費効
 率」という。)に百分の百二十を乗じて得た
 数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出
 量が施行規則で定める許容限度(第六項か
 ら第八項までにおいて「平成十七年窒素酸
 化物排出許容限度」という。)の四分の一を
 超えないもので施行規則で定めるものに対
 する第百十二条第一項及び第二項の規定の
 適用については、当該自動車平成十八年
 四月一日から平成十九年三月三十一日ま
 での間に新車新規登録を受けた場合にあって
 は平成十九年度分の自動車税に限り、当該
 自動車平成十九年四月一日から平成二十
 年三月三十一日までの間に新車新規登録を
 受けた場合にあっては平成二十年度分の自
 動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄
 に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと
 する。

5 略

6 略

6 次に掲げる自動車に対する第百十二条第
 一項及び第二項の規定の適用については、
 当該自動車平成二十年四月一日から平成
 二十一年三月三十一日までの間に新車新規
 登録を受けた場合にあっては平成二十一年
 度分の自動車税に限り、当該自動車が平成
 二十一年四月一日から平成二十二年三月三

5 略

6 略

6 電気自動車等及びエネルギー消費効率が
 基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗
 じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化
 物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許
 容限度の四分の一を超えないもので施行規
 則で定めるものに対する第百十二条第一項
 及び第二項の規定の適用については、当該

十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定め

自動車は平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

るもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

7 略

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(第六項の規定を受ける自動車を除く。)

六項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9 略

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動

7 略

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(第六項の規定を受ける自動車を除く。)

六項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9 略

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動

車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 4 略

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

7 略

8 平成二年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に

車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 4 略

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

7 略

8 平成二年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に

係る第四百二十二条の五の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

9 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

係る第四百二十二条の五の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

9 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

(軽油取引税の税率の特例)

第二十二條 略

2 平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間に第四百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油取引税の特別徴収義務者が第四百四十三条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油取引税の税率は、第四百四十七条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

(狩猟税の税率の特例)

第二十四條

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、

(軽油取引税の税率の特例)

第二十二條 略

2 平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に第四百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油取引税の特別徴収義務者が第四百四十三条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油取引税の税率は、第四百四十七条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

第六十五條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)

二 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類

の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第二十五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十一条(整備法

第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第五項まで及び第七項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ

「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十条第三項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二十九条の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十七条第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第六十六条の八の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二十九条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第四項及び第四十一条第一項の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）第二条の規定による改正前の法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分

の法人の県民税に限り、法人税法第二十九条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第四項及び第四十一条第一項の規定を適用する。

6 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第四十一条第一項及び第四十七条第一項の規定を適用する。

7 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第四十一条第一項及び第四十七条第一項の規定を適用する。

附則第九条（佐賀県森林環境税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。

改正前

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。

